

令和6年度 第2回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和6年度第2回農業委員会総会日程表

日 時 令和6年5月7日（火） 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 承認第1号 非農地判断の取下願について
- 日程第4 議案第1号 農業委員の辞任願に伴う同意について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第9 議案第6号 農地台帳登載申請について
- 日程第10 議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第11 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第12 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

### 出席委員（15名）

3 森川雅之	4 石川光男	5 押条和司朗	6 尾崎之隆
7 池田忠志	8 篠永賢二	9 星川俊夫	10 河村久仁彦
12 眞鍋晴豊	13 鈴木博美	15 鈴木和治	16 村上佳清
17 寺尾悟志	18 則友祝幸	19 石川武将	

出席農地利用最適化推進委員（22名）

2 石川 茂	3 山下宏二	4 星川久和	5 高橋忠明
6 佐藤保之	7 宇高 勉	9 竹本正行	10 喜井仁志
11 村上紘一	12 石川 繁	13 紀井正明	14 受川清男
15 三好 昇	17 鈴木一郎	18 伊藤浩一	19 萩尾 博
20 高橋秀典	21 越智 寧	22 近藤良啓	23 河村嘉男
24 竹内正篤	25 鈴木敏也		

欠席委員（4名）

1 大西嘉一郎	2 窪田 斉	11 坂上 宏	14 高橋藤信
---------	--------	---------	---------

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

1 脇 純 樹	8 鎌倉 静 夫	16 合田篤夫
---------	----------	---------

出席した職員

事務局長	森 實	大 次 長	三宅栄一	次 長	石川みちる
係 員	藤田兼弥				

第2回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和6年5月7日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 本日は、会長欠席のため、職務代理者の星川委員に会長をお願いします。  
それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、15名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第2回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 委員

2番 窪田 委員

11番 坂上 委員

14番 高橋 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

8番 鎌倉 委員

16番 合田 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、  
12番 眞鍋 委員、13番 鈴木 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、  
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。藤田 係員

藤 田 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」につい  
て、報告いたします。

番号1の案件については、令和6年3月18日解約。

番号2の案件については、令和6年3月26日解約。

番号3の案件については、令和6年4月9日解約。

番号4の案件については、令和6年4月14日解約。

以上、4件の解約通知がありましたので、報告します。

議 長 以上で、報告を終わります。

議 長 日程第3、承認第1号、「非農地判断の取下願」について、議題といたします。

議 長 説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、承認第1号、「非農地判断の取下願」について、説明いたします。  
令和6年3月6日の総会において保留となっておりました「非農地判断」  
について、申請者から周辺所有者へ確認を行うため取下願の提出がありま  
したので、農業委員の承認を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

議 長 以上で、説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 承認第1号、「非農地判断の取下願」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、承認第1号は、承認することに決しました。

議長 日程第4、議案第1号、「農業委員の辞任願に伴う同意」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 次長

石川 それでは、議案第1号、「農業委員の辞任願に伴う同意」について、説明いたします。

令和6年4月8日、窪田斉委員から一身上の都合により令和6年5月31日付をもって委員を辞任したいとの願いが提出されましたので、農業委員会等に関する法律第13条、委員の辞任については、正当な事由があるときは、市長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる、との規定により、農業委員の同意を求めるものであります。

また、本日、農業委員会の同意が得られましたら、市長へ報告することといたします。

以上で、説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 質疑はありますか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農業委員の辞任願に伴う同意」について、事務局の説明のと

おり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決しましたので、その旨市長へ報告いたします。

議 長 日程第5、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件について、売買による所有権移転です。受人は周辺農地を耕作しており規模拡大のため申請されたもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。受人は周辺農地を耕作しており規模拡大のため申請されたもので、許可後はミカンの栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。受人は本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、4月18日に地元農業委員、推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜等の栽培を予定しています。

番号4の案件について、売買による所有権移転です。受人は申請地に隣接した農地を有していますが、農地を拡張して効率的に耕作したいと申請されたもので、許可後は柿の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。受人は本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、4月22日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号6の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は水稲と野菜の栽培を予定しています。

番号7の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号8の案件については、渡人が申請後に死亡しましたが、申請の効力は渡人の相続人に承継されることとなっており、渡人の相続人が、本案件を承継することに同意していることから、有効な申請として手続きを進めることができるため、今回審議するものです。受人は申請地に隣接した農地を有していますが、狭小なため農地を拡張して効率的に耕作したいと申請されたもので、許可後は水稲等の栽培を予定しています。

番号9の案件については、前回総会において継続審議となった案件で、売買による所有権移転です。受人は本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、4月19日に地元農業委員、推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜と柑橘の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、4月18日にヒアリングと現地確認を行いました。申請地は自宅から近く、農作業については、父親の協力を得ながら行うとのことで、農機具については、鍬を使用し、必要に応じて管理機をリースし自家消費用の野菜等の栽培を予定しています。従事日数や周辺地域との連携、農業への意欲を感じとれましたので許可することは問題ないと思います。現在、遊休農地となっていますので、許可後に重機で伐採等をして土壌改良を行うことも確認しました。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、4月22日にヒアリングと現地確認を行いました。申請地は自宅の隣で、農業経験については、10年ほど家庭菜園で主に夏野菜を栽培されています。実家の徳島でも農業をされており、近所の方にも農業の指導を受けております。農機具については、鍬等ですが、必要時には近所の方から借りられるそうです。作物については、自家消費用の野菜全般の栽培を考えられています。従事日数や周辺地域との協力や役割等も確認し、農業への意欲も感じとれましたので許可することは問題ないと思います。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番

委員 異議ありません。

議長 9番

委員 受人は、現在農地を所有しておらず、新たに農地を取得する新規就農者であるため、再度、4月19日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は自宅から近く、農作業については、地域の方々から指導を受け行うとのことで、子どもにも農業体験を考えています。農機具については、渡人さんから管理機を借りて、自家消費用の柑橘とトマトやきゅうり等の栽培を予定しています。従事日数や周辺地域への協力や地域での役割等も確認しました。農業への意欲も感じとれましたので許可することは問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第6、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は営農が困難となったため、生活施設から近く、住環境の整った申請地について賃貸共同住宅の建設を計画されました。申請地は第3種農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われまます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第7、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。藤田 係員

藤田 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する

意見」について、説明いたします。

申請件数は8件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は化粧品や医薬品販売など幅広い事業を展開している法人ですが、今般、当市で紙製品製造販売業を営む子会社が、現在賃貸借中の既存社員用車両置場を返戻することに伴い不足が生じるため、会社に近い申請地を譲り受けて車両置場を建設し、受人である親会社から子会社へ貸与するものです。申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号2の案件について、受人は、太陽光発電事業等を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適した申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は小集団の農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号3の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人であり、現在、同地域で住宅地の要望が多いことから、交通アクセスも良く住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号4の案件について、受人は製袋業を営む法人で、申請地東側に本社事務所を建設中であり、建設中の事務所近くにある受人所有地を従業員駐車場として利用するにあたり必要となる進入路の一部として申請地を譲り受けるもので、申請地は第3種農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号5の案件について、受人は、太陽光発電事業等を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適した申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許

可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人であり、同地域で住宅需要が高まっていることから、申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は現在、親と同居していますが、結婚を控えており新居を構えたいとのことで、父所有等の申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。申請地は第3種農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人はプロパンガス販売業を営む法人ですが、今般、貸借している事業用地を返戻することに伴い、早急に代替地が必要となったため、申請地を譲り受けての駐車場及び資材置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、申請地には耕作権が設定されているため、本件の許可を停止条件として合意解約をする旨の同意書が耕作権者から提出されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 現地は事前に確認し、本人へも確認を行いました。この方は高齢者で、以前から、時期が来たら農業はやめるという計画を持っていたようで、今回、売却の話が成立したということで申請されました。子供は、1人は結婚して家におり、もう一人は県外に出ています。孫もおりますが、誰も農業をする気はないとのことですので、やむを得ないと思われま

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第8、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画

(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 藤田 係員

藤田 それでは、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画  
(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、3年間の賃貸借です。

番号2の案件については、3年間の賃貸借です。

番号3の案件については、10年間の使用貸借です。

番号4の案件については、10年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、4年10ヶ月間の使用貸借です。

番号7の案件については、4年10ヶ月間の使用貸借です。

番号8の案件については、3年間の賃貸借です。

番号9の案件については、1年間の使用貸借です。

番号10の案件については、1年間の使用貸借です。

番号11の案件については、1年間の使用貸借です。

番号12から15の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。  
議長 4番  
委員 異議ありません。  
議長 5番  
委員 異議ありません。  
議長 6番  
委員 異議ありません。  
議長 7番  
委員 異議ありません。  
議長 8番  
委員 異議ありません。  
議長 9番  
委員 異議ありません。  
議長 10番  
委員 異議ありません。  
議長 11番  
委員 異議ありません。  
議長 12番から15番の再設定について質疑はありませんか。  
委員 (「特になし。」との声)  
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。  
議長 採決に入る前に、番号8については、鈴木一郎委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木一郎委員の退席を求めます。  
(鈴木一郎 委員 退席)  
議長 議案第5号中、番号8、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計

画（貸借）の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員（挙手全員）

議長 挙手全員であります。よって、番号8は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 鈴木一郎委員の入室を許可いたします。

（鈴木一郎 委員 入室・着席）

議長 鈴木一郎委員に報告します。鈴木一郎委員関連案件の番号8については、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 続きまして、番号14については、越智委員の関連案件でありますので、越智委員の退席を求めます。

（越智 委員 退席）

議長 議案第5号中、番号14について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員（挙手全員）

議長 挙手全員であります。よって、番号14は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 越智委員の入室を許可いたします。

（越智 委員 入室・着席）

議長 越智委員に報告します。越智委員関連案件の番号14については「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 それでは、引き続き、採決を行います。

議長 議案第5号中、番号8番、14番、以外について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第9、議案第6号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石川 それでは、議案第6号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、4月10日に現地調査を行いました。

番号2の案件については、農地台帳登載申請があり、4月16日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 4月10日に現地を確認しました。

申請地は非農地通知書の発出をされていましたが、再度農地に復元しています。現在は何も作付けされていませんが、農地としてきちんと管理されており、今後、近隣の方が利用権を設定し耕作することを確認しておりますので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議長 2番、質疑はありませんか。

委員 4月16日に申請者と現地を確認しました。

申請地は以前住宅が建築されていましたが、解体後は農地としてきれいに整備されており、現在は野菜や柑橘はじめ数種類の果樹の栽培を行って

ます。また、申請者は、他にも近隣に耕作している農地を所有しており、今回の申請地と一緒に耕作・管理していきたいということで、今後も栽培を続けることが確認できましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第10、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。藤田 係員

藤 田 それでは、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1と2の案件について、4月12日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

- 議 長 これより質疑にはいります。  
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。
- 議 長 番号1番、質疑はありませんか。
- 委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また4月12日、現地確認を申請者とおこないました。水稻や野菜を栽培されており、しっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。
- 議 長 番号2番、質疑はありませんか。
- 委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また4月12日、現地確認を申請者とおこないました。水稻や野菜を栽培されており、しっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、議案第7号は、原案のとおり証明することに決しました。
- 議 長 日程第11、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長
- 三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」につい

て、説明いたします。

番号1の案件について、当該「道」と「水路」は申請者の所有地の間に所在しており、公共の用に供されていないため、所有地の有効利用のため、「道・水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号2の案件について、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許申請」番号8に関連し、駐車場及び資材置場の建設に伴い、「道」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。また、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1について、質疑はありませんか。

委員 4月22日現地を確認しました。当該「道」と「水路」は申請者の所有地の間に所在しており、公共の用に供されていない状況です。また、地元土地改良区の同意も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思われま

議長 番号2について、質疑はありませんか。

委員 4月28日現地を確認しました。申請地は、先ほどご審議いただきました議案第4号8番の2筆の間にある道です。転用により駐車場及び資材置場の一部になることから、現在の「道」を用途廃止し、一体利用する予定です。また、地元土地改良区の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第12、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議案といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1について、申出者は主に紙製品の加工及び販売を営む法人ですが、現在、業績は好調で、今後も製品需要が見込まれるため、新しく工場の建設を計画しました。そこで申出者所有地で検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 農業委員の辞任に関してですが、補充はありますか。

局長 委員の補充はせず、この体制のままということにさせていただければと思います。

議長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 その他ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第2回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:16)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 星川後夫

委 員 眞鍋晴豊

委 員 鈴木博美